

# 豊橋市内の農地を相続等された方へ

## ■相続登記が必要です

### 法務局にて相続登記（名義変更）

相続登記の申請は令和6年4月1日から義務化されました。

【お問合せ先】名古屋法務局豊橋支局 0532-54-9278 豊橋地方合同庁舎5階

## ■農業委員会にて届出の提出が必要です

### ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

### ②農地貸借契約の名義変更届（農地中間管理機構による場合のみ）

上記で該当するもの全ての提出をお願いいたします。

【お問合せ先】豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950 豊橋市役所西館3階

## ■土地改良区の受益地（農地等）を相続したとき

### 下記土地改良区にご相談ください

土地改良法第43条第1項の規定による組合員の資格得喪の通知が必要です。  
相続登記後すみやかに通知してください。  
また毎年、担当土地改良区より、賦課金の徴収があります。

土地改良区名	所在地	電話番号
松原用水	豊川市行明町大井後93	0533-86-0220
牟呂用水	新城市一畝田字西浦7番地の2	0536-26-0016
豊川総合用水	豊橋市今橋町8	0532-54-8278
神野新田	豊橋市神野新田町字会所前66	0532-45-7476
高豊	豊橋市伊古部町字多岸田304	0532-21-2040
二川	豊橋市三弥町字三ツ家3-6	0532-41-0519
豊橋開拓	豊橋市北山町字東浦6-2	0532-45-1893
豊橋南部	豊橋市老津町字岩塚118	0532-23-0251
豊橋北部	豊橋市石巻町字出口47	0532-88-4502
豊橋北西部	豊橋市前芝町字北堤38-3	0532-34-1404
豊橋西部	豊橋市神野新田町字ユノ割35	0532-31-5197



松原用水



牟呂用水



豊川総合用水

該当する土地改良区がご不明な場合は、  
以下へご相談ください。

豊橋市農業支援課  
0532-51-2488、2490

豊橋市役所西館3階

# 豊橋市内の農地を相続等された方へ

## ■農地を適正に利用する責任があります

### 農地は荒らさず耕作するもの

荒廃した農地は、周辺農地への悪影響（雑草、病害虫、鳥獣被害など）を与えるほか、不法投棄の誘因、火災発生など、周辺の環境を著しく悪化させる可能性があります。そのため、土地所有者等は、定期的な草刈り等、管理する責任があります。

【お問合せ先】豊橋市農業委員会事務局 0532-51-2950 豊橋市役所西館3階

## ■農地を貸す（売る）場合

農地を誰かに貸したり売する場合、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要になります。

【お問合せ先】豊橋市農業企画課 0532-51-2477 豊橋市役所西館3階  
農業委員会事務局 0532-51-2950 豊橋市役所西館3階

## ■農地を耕作してくれる方を探したい場合

### 下記お問合せ先にご相談ください

市役所やJAで把握している情報を踏まえて案内します。場所や条件等により見つからない場合もあります。予めご承知おきください。

【お問合せ先】  
豊橋市農業企画課 0532-51-2477 豊橋市役所西館3階

JA豊橋各事業所	所在地	電話番号
第一事業所	豊橋市細谷町井ノ上117-1	0532-21-3143
第二事業所	豊橋市伊古部町字東荒子183-1	0532-21-2835
第三事業所	豊橋市老津町字西高縄51	0532-23-3671
第四事業所	豊橋市野依町字南丸山317-1	0532-25-3731
第五事業所	豊橋市牟呂町字東明治川添89	0532-32-9959
第六事業所	豊橋市石巻本町字太夫橋1-2	0532-88-4455